

議案第39号

読谷村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

読谷村固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年読谷村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第4条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「もの（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあっては租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）」を「もの」に、「備品（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を「備品」に改める。

第5条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「設備（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を「設備」に、「備品（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を「備品」に、「青申告者等」を「青色申告者等」に改める。

第6条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の読谷村固定資産税の課税免除に関

する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の読谷村固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に新設され、又は増設された施設について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

令和7年6月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實